

越前市 市営墓地使用の手引き

鴨谷霊苑

佐山鹿ノ楽墓園

越前市役所

令和 7 年 4 月 1 日

(※条例改正等により内容が変更となる場合があります。)

目 次

使用にあたっての注意事項	1
業務委託について	3
越前市霊園設置及び管理条例・規則	4
墓地使用許可申請書/墓地使用許可証.....	1 2
墓碑等工事着手届	1 5
骨収蔵届	1 8
墓地使用権承継許可申請書	2 0
墓地使用代理人選定届	2 2
住所等変更届	2 4
使用墓地返還届	2 6
改葬許可の手続き	2 8
改葬許可申請書	2 9
埋(収)蔵証明書	3 3
受入証明書	3 5
墓地位置図	3 7

使用にあたっての注意事項

○所有は…

- ・土地の所有者は『越前市』です。
- ・墓地使用者には『使用権』をお渡しするものです。

○使用するときは…

- ・墓地は使用者 1 人につき 1 区画です。
墓碑等の設置は 1 区画につき 1 基です。
- ・『使用権』は他人に転貸することや、譲渡することはできません。
(ただし、相続人又は親族等で祖先の祭祀を司る者に限り、承継することができます。)

○いらなくなったときは…

- ・墓地が不要になった場合は、墓碑等を撤去し原状に回復し、市へ返還の届出をしてください。

⇒ 『使用墓地返還届』(様式第 10 号)

○住所が変わったら…

- ・使用者または代理人の住所等に変更が生じたときは、市へ住所変更届をしてください。

⇒ 市内転居の場合
『住所変更届』(様式第 9 号)

⇒ 市外転出の場合
『住所変更届』と一緒に
『墓地使用代理人選定届』(様式第 8 号)

○使用者の死亡などで、お墓を親族が引き継ぐとき

- ・『使用権』の承継の届出をしてください。

⇒ 『墓地使用権承継許可申請書』(様式第 7 号)

⇒ 承継者が市外居住の場合
『墓地使用権承継許可申請書』(様式第 7 号)と一緒に
『墓地使用代理人選定届』(様式第 8 号)

○墓碑等を建てる時は…

- ・墓碑の方角は東向きに建立してください。
形状は自由ですが、霊園の調和を保つものであること。
墓碑類および樹木の高さは2 m以内、端取りの高さは20 cm以内、
囲いの高さは50 cm以内であること。



工事にかかる前に『墓碑等工事着手届』（様式第5号）の
届出をしてください。手続きは工事店に依頼します。

○納骨する時は…

- ・骨収蔵届（様式第6号）に火葬許可証を添付して提出してください。

○使用料は…

- ・年間使用料は3年分を一括して納付していただきます。



ただし、市外者の方は上記金額の3割増し。

- ・所定の使用料を納付しない場合は、使用許可を取り消します。

○お墓の清掃

- ・ご使用の区画内の清掃及び除草は、使用者の義務です。



近隣の他の墓地使用者の迷惑にならないように
きれいにしておいてください。

市は道路、植栽等の共同部分を清掃します。

※ その他詳しくは、条例もしくは規則をお読みください。

お問い合わせ

越前市役所 窓口サービス課

TEL 0778-22-3001

業務委託について

市営墓地の維持管理については下記のとおり業務委託をしております。

委託先

越前福井森林組合

越前市高瀬一丁目 14 番 23 号

連絡先 (0778) 23 - 0686

越前市霊園設置及び管理条例(抜粋)

(碑石等の工事届)

第9条 墓地使用者は、墓地に碑石類及びその他工作物等の新設又は改修等をしようとするときは、市長に 届け出なければならない。

(使用等の制限)

第11条 墓地の使用は墓地使用者1人につき1区画とし、碑石等の設置は1区画につき1基とする。ただし、碑石等の設置については、市長が特別の事山があると認めたときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、碑石等の設置及び不用碑石の大きさについては、規則で定める基準に、無縁塔地の利用については市長が別に定める方法に適合するものでなければならない。

越前市霊園設置及び管理条例施行規則(抜粋)

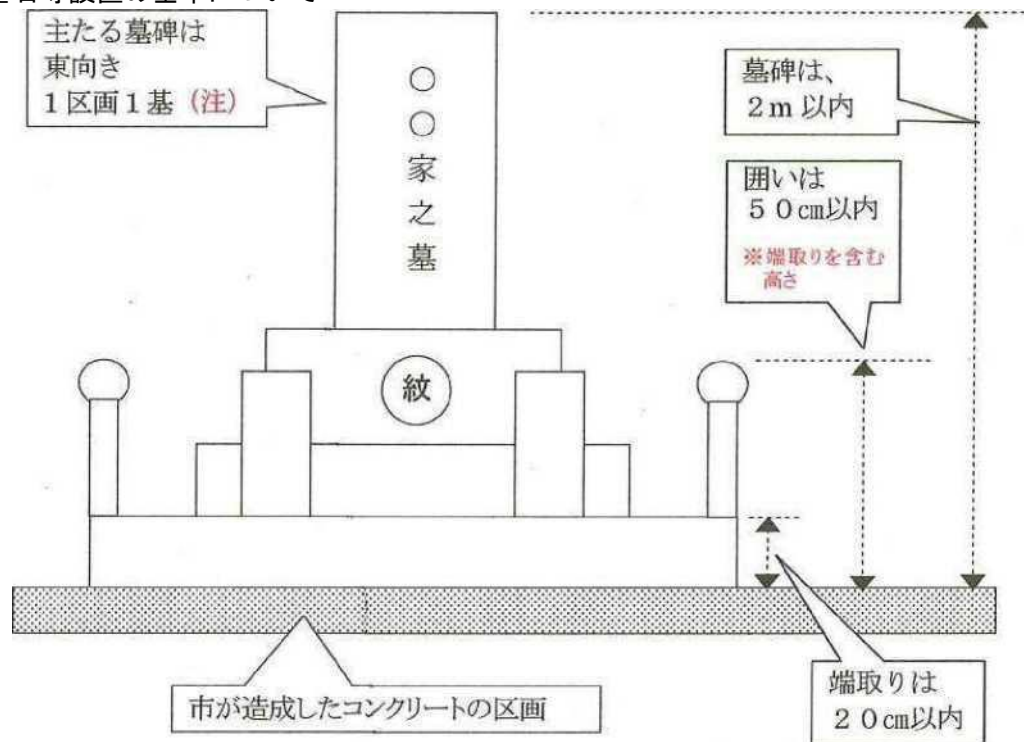
(墓地等の管理)

第11条 墓地使用者は、墓地の清掃等に努めなければならない。

2 条例第11条第2項に規定する碑石等の設置について規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 墳墓のうち主たる墓碑の方角は、東向きとすること。
- (2) 墓碑の形状は、自由とするが、霊園の調和を保つものであること。
- (3) 花立、線香台及び供物台等は、構造、意匠等が墓碑と調和するものであること。
- (4) 墓碑類及び樹木の高さは2メートル以内、端取りの高さは20センチメートル以内及び囲いの高さは50センチメートル以内とすること。
- (5) 樹木の種類は、他人の使用場所及び道路等に枝の出るものでないこと並びに根張りの 大きいものでないこと。
- (6) その他市長が附帯する条件に合うものであること。

墓石等設置の基準について



(注)1区画に墓碑を複数設置する必要がある場合は、事前に理由書を窓口サービス課に提出し、了承を受けてください。

○越前市霊園設置及び管理条例

平成17年10月1日

条例第118号

改正 平成25年3月29日条例第4号

平成28年3月18日条例第11号

(設置)

第1条 本市は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の規定に基づく墓地として、霊園を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 霊園 墓地及びその周囲の緑地、無縁塔地並びに緑地内に設けた施設をいう。
- (2) 墓地 墳墓を設けるため墓地として市長が指定した区域をいう。
- (3) 墳墓 焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (4) 無縁塔地 第18条第1項各号のいずれかに該当した墳墓(以下「無縁墳墓」という。)を安置し、又は不用になった碑石(墓石のさお及びその台に限る。以下「不用碑石」という。)を集積するため市長が指定した区域をいう。

(名称及び位置)

第3条 霊園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
越前市鴨谷霊苑	越前市白崎町、春日野町地内
越前市佐山鹿ノ楽墓園	越前市粟田部町第105号12番の2

(使用者等の資格)

第4条 墓地を使用しようとする者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた者については、この限りでない。

2 無縁塔地(無縁墳墓に係る場合を除く。以下第17条までにおいて同じ。)を利用しようとする者は、本市にある自己の墳墓を建て替えた者で規則で定める資格を有するものでなければならない。

(使用等の許可)

第5条 墓地を使用し、又は無縁塔地を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第6条 墓地の使用許可を受けた者(以下「墓地使用者」という。)は別表に定める当初使用料及び年間使用料を、無縁塔地の利用許可を受けた者(以下「無縁塔地の利用者」という。)は不用碑石1基ごとに3万円の当初使用料を納付しなければならない。

2 当初使用料は、使用許可又は利用許可の際徴収する。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

3 年間使用料は、規則で定める方法により徴収する。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平28条例11・一部改正)

(割増使用料)

第7条 第4条第1項ただし書の規定により墓地の使用を許可された者は、前条第1項の規定による使用料の3割の額の割増使用料を納付しなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、割増使用料について準用する。

(平28条例11・一部改正)

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益その他特別の事由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(碑石等の工事届)

第9条 墓地使用者は、墓地に碑石類及びその他工作物等の新設又は改修等をしようとするときは、市長に届け出なければならない。

(骨の収蔵届)

第10条 墓地使用者は、墳墓に骨を収蔵しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(使用等の制限)

第11条 墓地の使用は墓地使用者1人につき1区画とし、碑石等の設置は1区画につき1基とする。ただし、碑石等の設置については、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、碑石等の設置及び不用碑石の大きさについては、規則で定める基準に、無縁塔地の利用については市長が別に定める方法に適合するものでなければならない。

(譲渡禁止)

第12条 墓地の使用権は、他人に転貸し、又は譲渡することができない。

(使用権の承継)

第13条 墓地の使用権は、相続人又は親族等で祖先の祭しをつかさどる者に限り、市長の許可を得てこれを承継することができる。

(代理人の選定)

第14条 墓地使用者は、市外に住所を移すとき及び第4条第1項ただし書の規定に該当するときは、市内に住所を有する者を代理人として選定し、市長に届け出なければならない。

2 代理人は、墓地使用者に代わり義務を負うものとする。

(住所等の変更)

第15条 墓地使用者又は代理人の住所等に変更を生じたときは、市長に届け出なければならない。

(使用許可等の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し墓地の使用許可を取り消すことができる。

(1) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者

(3) 墓地の使用許可を受けた後3年を経過しても墳墓、碑石等使用のための設備を設けない者

(4) 所定の使用料を納付しない者

(5) その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し無縁塔地の利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者

(3) 第11条第2項の規定による基準又は方法で利用しない者

(4) 所定の当初使用料を納付しない者

(5) その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した者

(使用墓地等の返還)

第17条 墓地使用者は、使用墓地が不用になったとき又は前条第1項の規定により使用許可を取り消されたときは、その場所を原状に回復し、返還しなければならない。

2 無縁塔地の利用者は、前条第2項の規定により利用許可を取り消されたときは、その場所を原状に回復しなければならない。

3 前2項の義務を履行しないときは、市長は、義務者に代わって執行し、又は第三者に執行させ、その費用は義務者から徴収する。

(使用権の消滅及び改葬)

第18条 次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用権は消滅する。

(1) 墓地使用者が死亡し、相続人又は親族等で祖先の祭しをつかさどる者がいないとき。

(2) 墓地使用者の住所が10年以上明らかでないとき。

2 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、その墳墓その他の物件を無縁塔地に改葬し、又は移転することができる。

(改葬又は移転命令)

第19条 市長は、霊園の管理上又は公益上特に必要があると認めたときは、墓地使用者に対し、改葬又は地上物件の移転を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により改葬又は移転を命じようとするときは、あらかじめ墓地使用者に通知し、使用すべき他の墓地を指定しなければならない。

3 前項の場合において、市長が必要と認めたときは、補償金を交付することができる。
(臨時使用)

第20条 霊園において碑石等の建設、改修又は移転等のため臨時に霊園の一部を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第21条 墓地使用中に生じた墳墓、碑石等の損害については、市は賠償の責めを負わない。

(行為の制限)

第22条 霊園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 行商、出店その他これらに類する行為をしようとする者

(2) 業として写真を撮影しようとする者

(3) 集会その他これに類する催しをしようとする者

(4) 霊園の一部を占用しようとする者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が許可を必要と認める行為をしようとする者

(行為の禁止)

第23条 霊園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 霊園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。

(平25条例4・一部改正)

(管理の代行)

第24条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に霊園(墓地を除く。次条において同じ。)の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第25条 指定管理者が行う霊園の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 霊園の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(過料)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、2,000円以下の過料を科する。

(1) 第5条又は第20条の許可を受けずに霊園若しくは墓地を使用し、又は無縁塔地を利用した者

(2) 第12条の規定に違反して墓地の使用権を他人に転貸し、又は譲渡した者

(3) 第22条又は第23条の規定に違反した者

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市霊園設置及び管理条例(昭和49年武生市条例第28号)又は今立町墓園設置及び管理条例(昭和62年今立町条例第11号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の越前市霊園設置及び管理条例第6条の規定による年間使用料及び第7条の規定による割増使用料は、平成31年4月1日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

(平28条例11・全改)

区画区分	当初使用料	年間使用料 (1平方メートル当たり)
4平方メートル	240,000円	1,000円
6平方メートル	360,000円	
8平方メートル	480,000円	

備考 角地又は前列地(角地を除く。以下同じ。)の場合は、区画区分に応じ、当初使用料の額に角地は10,000円を、前列地は5,000円をそれぞれ加算する。

○越前市霊園設置及び管理条例施行規則

平成17年10月1日
規則第104号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市霊園設置及び管理条例(平成17年越前市条例第118号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(無縁塔地利用者の資格)

第2条 条例第4条第2項に規定する規則で定める資格を有する者は、利用許可申請の際引き続き3月以上本市に住所を有し、若しくは有したもの又はその承継者とする。ただし、市長が特別の事由があると認めた者については、この限りでない。

(使用許可等の申請)

第3条 条例第5条の規定により墓地の使用許可を受けようとする者は、墓地使用許可申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民票抄本

(2) その他市長が必要と認める書類

2 条例第5条の規定により無縁塔地の利用許可を受けようとする者は、無縁塔地利用許可申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民票抄本

(2) 戸籍の附票の写し(市外の者に限る。)

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定により申請しようとする者は、市長が公簿等を確認することにより必要な情報を確認することができる場合において、市長が公簿等を確認することについて同意するときは、必要な書類の添付を省略することができる。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による申請に基づき墓地の使用を許可したときは、墓地使用許可証(様式第3号)を、無縁塔の利用を許可したときは無縁塔地利用許可証(様式第4号)を交付するものとする。

(平21規則8・令7規則9・一部改正)

(年間使用料の徴収方法)

第4条 条例第6条第3項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 使用を許可したとき 使用許可の日の属する年度の翌年度分から3箇年度分の年間使用料を一括し、当初使用料とともに徴収

(2) 前号に規定する3箇年を経過後 3箇年度分の年間使用料を当該3箇年度の最初の年度に一括し、徴収

(令4規則12・全改、令7規則9・一部改正)

(使用料の還付)

第4条の2 条例第6条第4項ただし書に規定する特別の事由は、次の各号に掲げる事由とする。

(1) 墓地使用者が、条例第17条第1項の規定に基づき、使用墓地を返還したこと。

(2) 墓地使用者の責めに帰さない事由により、市が墓地の使用の中止を求め、墓地使用者がこれに応じ使用権が消滅したこと。

2 前項第1号に規定する事由における既納使用料の還付割合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当初使用料の還付割合 次の表に定めるとおりとする。

使用許可を受けた日から第10条の規定による返還届出の提出日までの期間	既納使用料の還付割合
1か月未満	7割
1か月以上3年未満	5割
3年以上	0

(2) 年間使用料の還付割合 既納年間使用料のうち、第10条の規定による返還届出の提出日において未到来の年度分については、全額還付する。

3 前項の規定は、第1項第2号に規定する事由における既納使用料の還付割合について準用する。この場合において、「第10条の規定による返還届出の提出日」とあるのは「使用権が消滅した日」と読み替えるものとする。

(令7規則9・追加)

(碑石等の工事手続)

第5条 条例第9条に規定する届出は、墓碑等工事着手届(様式第5号)による。

2 市長は、前項の墓碑等工事着手届を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該墓地の使用許可を受けた者(以下「墓地使用者」という。)にその旨通知するものとする。

(骨の収蔵届)

第6条 条例第10条に規定する届出は、骨収蔵届(様式第6号)による。

(使用権の承継)

第7条 条例第13条の規定により墓地の使用権を承継しようとする者は、墓地使用権承継許可申請書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 墓地使用許可証

(2) 墓地使用者との続柄を証明する公的証明書等

(3) 住民票抄本

(4) 墓地使用者の死亡を証明する公的証明書(墓地使用者が死亡した場合に限る。)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請しようとする者は、市長が公簿等を確認することにより必要な情報を確認することができる場合において、市長が公簿等を確認することについて同意するときは、必要な書類の添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請に基づき使用権の承継を許可したときは、新たにその者を墓地使用者とした墓地使用許可証を交付するものとする。

(平21規則8・平26規則12・令4規則12・令7規則9・一部改正)

(代理人の届出)

第8条 墓地使用者が条例第14条の規定により代理人を選定したときは、墓地使用代理人選定届(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 墓地使用許可証

(2) 代理人の住民票抄本

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により届け出ようとする者及び代理人として選定された者は、市長が公簿等を確認することにより必要な情報を確認することができる場合において、市長が公簿等を確認することについて同意するときは、必要な書類の添付を省略することができる。

(平21規則8・令4規則12・令7規則9・一部改正)

(住所等変更の届出)

第9条 条例第15条の規定により、住所等に変更を生じたときは、墓地使用者又は代理人は、住所等変更届(様式第9号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 墓地使用許可証

(2) 住民票抄本

2 前項の規定により届け出ようとする者は、市長が公簿等を確認することにより必要な情報を確認することができる場合において、市長が公簿等を確認することについて同意するときは、必要な書類の添付を省略することができる。

(平21規則8・令4規則12・令7規則9・一部改正)

(使用墓地の返還届出)

第10条 墓地使用者は、条例第17条第1項の規定により使用墓地を返還しようとするときは、使用墓地返還届(様式第10号)に墓地使用許可証を添えて市長に提出しなければならない。

(令4規則12・令7規則9・一部改正)

(墓地等の管理)

第11条 墓地使用者は、墓地の清掃等に努めなければならない。

2 条例第11条第2項に規定する碑石等の設置について規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 墳墓のうち主たる墓碑の方角は、東向きとすること。
- (2) 墓碑の形状は、自由とするが、霊園の調和を保つものであること。
- (3) 花立、線香台及び供物台等は、構造、意匠等が墓碑と調和するものであること。
- (4) 墓碑類及び樹木の高さは２メートル以内、端取りの高さは２０センチメートル以内及び囲いの高さは５０センチメートル以内とすること。
- (5) 樹木の種類は、他人の使用場所及び道路等に枝の出るものでないこと並びに根張りの大きいものでないこと。
- (6) その他市長が附帯する条件に合うものであること。

3 条例第１１条第２項に規定する不用碑石の大きさについて規則で定める基準は、不用碑石に係る墓石の台座等に接していたさおの底面の一辺の長さが６０センチメートル以内とする。
(霊園の臨時使用等)

第１２条 条例第２０条の規定により臨時に霊園の一部を使用しようとするとき又は霊園において条例第２２条各号に掲げる行為をしようとするときは、霊園臨時使用等許可申請書(様式第１１号)に使用区域を明示した図面を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき臨時使用等を許可したときは、霊園臨時使用等許可証(様式第１２号)を交付するものとする。

(令４規則１２・令７規則９・一部改正)

(その他)

第１３条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。

附 則(平成１８年３月３１日規則第２０号)

(施行期日)

1 この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の越前市霊園設置及び管理条例施行規則別表の規定にかかわらず、平成２０年３月３１日までの佐山鹿ノ楽墓園の年間使用料の１平方メートル当たりの額は、同表中「６００円」とあるのは「７５０円」と読み替えて同表を適用する。

附 則(平成２１年３月３１日規則第８号)

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則(平成２５年２月２６日規則第５号)

(施行期日)

1 この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

(経過措置)

2 この規則を施行する際現にあるこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、この規則による改正後の様式により調製された用紙とみなす。

附 則(平成２６年３月２８日規則第１２号)

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則(平成２８年３月３１日規則第１７号)

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則(令和３年３月３１日規則第８号)

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則(令和４年３月３１日規則第１２号)

(施行期日)

1 この規則は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

2 この規則を施行する際現にあるこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、この規則による改正後の様式により調製された用紙とみなす。

附 則(令和７年３月２４日規則第９号)

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

年 月 日

越前市長 殿

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話

墓 地 使 用 許 可 申 請 書

越前市霊園設置及び管理条例第 6 条及び第 7 条に定める使用料について了承し、同条例第 5 条の規定に基づき墓地の使用許可を申請します。また、市長が公簿等を用いて必要な情報を確認することに同意します。

霊園の名称	☐ 鴨谷霊苑 ☐ 佐山鹿ノ楽墓園	墓地区画	第 区 列 番 (4m ² ・ 6m ² ・ 8m ²) (角地・前列・普通地)
-------	---	------	--

【添付書類】

- ・住民票抄本
- ・その他市長が必要と認める書類

※市長が公簿等を確認することにより必要な情報を確認することができる場合において、市長が公簿等を確認することについて同意する場合は省略できます。

【参考】使用料

区画区分	当初使用料	当初使用料の割増使用料	年間使用料 (1 平方メートル当 たり)
4 平方メートル	2 4 0 , 0 0 0 円	角地の場合は、当初使用料の額に 1 0 , 0 0 0 円を加算 前列地（角地を除く。）の場合は、当 初使用料の額に 5 , 0 0 0 円を加算	1 , 0 0 0 円
6 平方メートル	3 6 0 , 0 0 0 円		
8 平方メートル	4 8 0 , 0 0 0 円		

※ 市処理欄

課 長				起 案	年 月 日
				決 裁	年 月 日
上記の申請を許可してよろしいか。 ただし、使用料については次のとおりとする。				墓 地 使 用 許 可 番 号	第 号
				霊 園 台 帳 の 記 入	印
				図 面 の 記 入	印
当初使用料	円 (角地・前列・普通地)			年間使用料	円

様式第3号(第3条関係)

墓 地 使 用 許 可 証

霊 園 の 名 称			許可番号	第 号
墓 地 区 画		第 区 列 番 m ²		
使用 者	氏 名			
	住 所			
代 理 人	氏 名			
	住 所			
前 使 用 者	氏 名			
	住 所			
	承 継 理 由		現使用者 との続柄	
摘 要				

越前市霊園設置及び管理条例第5条の規定に基づき上記墓地使用を許可します。ただし、同条例第16条第1項の規定に該当したとき又は市の指示に従わないときは、この許可を取り消す場合があります。

年 月 日

越前市長



表記記載以外の変更事項

	変 更 事 項
使用者に関する こと。	
代理人に関する こと。	

年 月 日

越前市長

殿

住 所
使用者 氏 名
電 話

墓 碑 等 工 事 着 手 届
次のとおり越前市霊園設置及び管理条例第9条の規定に基づき届け出ます。

霊 園 の 名 称		☐ 鴨谷霊苑		☐ 佐山鹿ノ楽墓園	
墓地使用許可番号		第		号	
工 事 区 画		第		区 列 番	
工 事 区 分		新設・改修・()			
施 工 者	住 所				
	氏 名		電 話		
工 事 の 期 間		年 月 日～		年 月 日	
添 付 書 類		計 画 図 一 式			

※ 市処理欄

課 長				起 案	年 月 日
				決 裁	年 月 日
				承認番号	第 号
				承認日	年 月 日
上記着手届を承認してよろしいか。					

課 長			

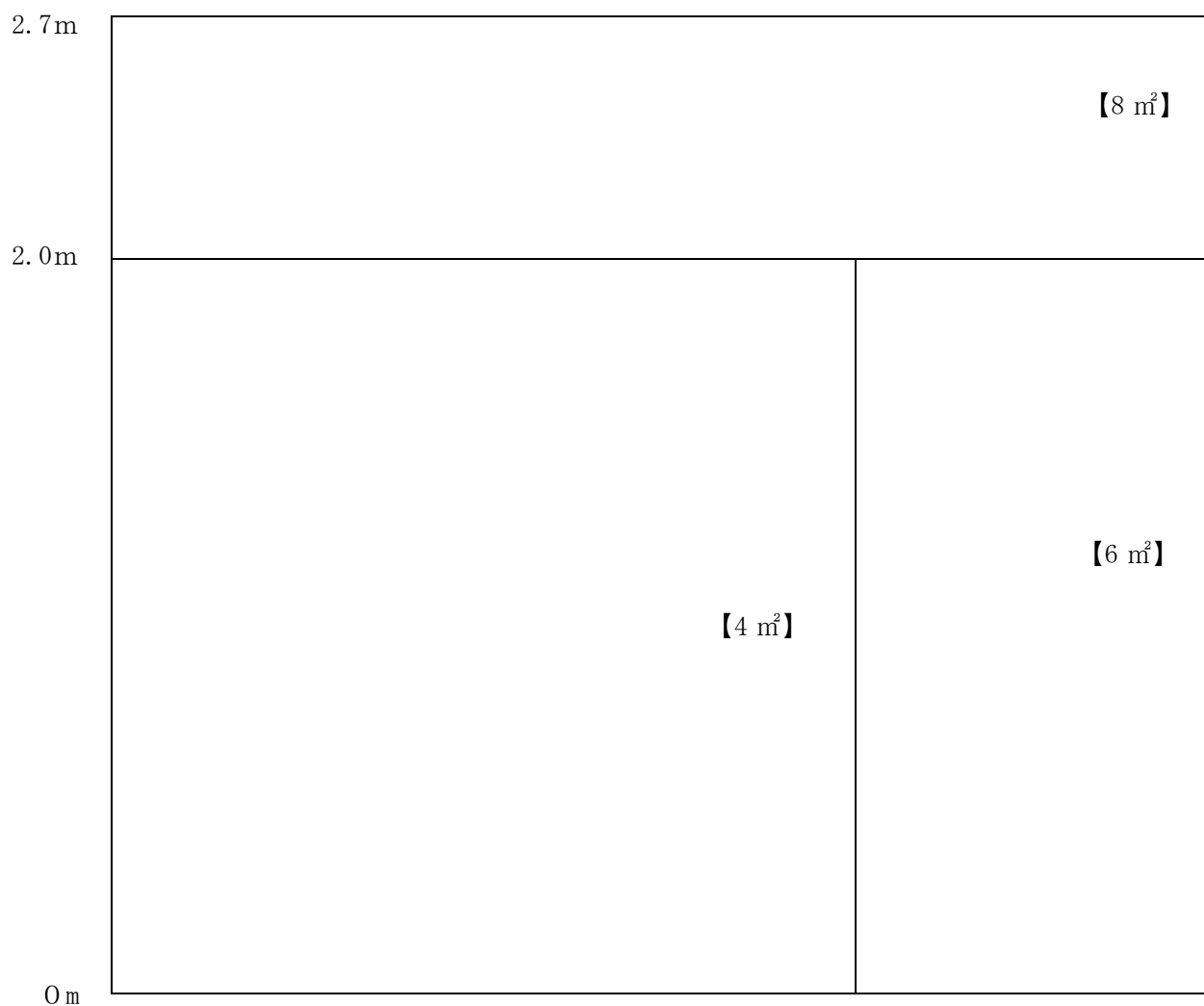
検査員氏名

上記工事実施状況を検査したところ次のとおりでしたので報告します。

指摘事項

墓碑等位置図

区 列 番 (m^2)



(通路側)

平面配置図

☆注意事項

☆区画の大きさ

規格	縦	横
4 m ²	2 メートル	2 メートル
6 m ²	2 メートル	3 メートル
8 m ²	2.7 メートル	3 メートル

- 主たる基碑の方角は、東向きとすること。
- 基碑類及び樹木の高さは2 m 以内、端取りの高さは2 0 cm 以内及び囲いの高さは5 0 cm 以内とすること。
- 基碑類を新設・改修する場合には、工事着手届を市へ提出し、承認をうけること。
- 樹木の種類は、他人の使用場所及び道路等に枝の出るものでないこと並びに根張りの大きいものでないこと。

2.0m

0m

2.0m

3.0m

正 面 図

墓地使用者

工事施工者名

年 月 日

越前市長

殿

住 所
使用者 氏 名
電 話

骨 収 蔵 届

霊園に骨を収蔵したいので、越前市霊園設置及び管理条例第 10 条の規定に基づき届け出ます。

死 亡 者 氏 名 (生年月日)	年 月 日生	使用者との続柄	
死 亡 者 住 所		死 亡 年 月 日	・ ・
霊 園 の 名 称	☐ 鴨 谷 霊 苑 ☐ 佐山鹿ノ楽墓園	墓 地 区 画	第 区 列 番
墓地使用許可番号	第 号	収蔵予定年月日	・ ・

使用者が死亡されたときは、代理の人が届け出を行ってください。
後日、墓地使用权承継許可申請書（様式第 7 号）の提出が必要です。

添付書類

- ・火葬許可証(紛失した場合は、死体火葬許可証発行済証明書)
- ・改葬の場合は、改葬許可証

※市処理欄

課 長			

墓籍簿記入

令和 〇年〇〇月〇〇日

越前市長 〇〇 〇〇 殿

住 所 越前市府中一丁目〇〇 - 〇〇
使用者 氏 名 越前 一郎
電 話 22-3001

骨 収 蔵 届

霊園に骨を収蔵したいので、越前市霊園設置及び管理条例第 10 条の規定に基づき届け
出ます。

死 亡 者 氏 名 (生年月日)	越前 太郎 〇年 〇月 〇日生	使用者との続柄	父
死 亡 者 住 所	越前市府中一丁目 〇 - 〇〇	死 亡 年 月 日	〇 ・ 〇 ・ 〇
霊 園 の 名 称	☒ 鴨 谷 霊 苑 ☐ 佐山鹿ノ楽墓園	墓 地 区 画	第 〇 区 〇 列 〇 番
墓地使用許可番号	第 〇〇〇〇号	収蔵予定年月日	〇 ・ 〇 ・ 〇

使用者が死亡されたときは、代理の人が届け出を行ってください。
後日、墓地使用権承継許可申請書（様式第 7 号）の提出が必要です。

添付書類

・火葬許可証(紛失した場合は、死体火葬許可証発行済証明書)

・改葬の場合は、改葬許可証

※市処理欄

課 長			

墓籍簿記入

様式第 7 号(第 7 条関係)

年 月 日

越前市長 殿

現使用者 住所
氏名 印
承継者 住所
氏名 印
生年月日 年 月 日
電話
現使用者との続柄()

墓地使用権承継許可申請書

墓地の使用を承継したいので、越前市霊園設置及び管理条例第 13 条の規定に基づき申請します。また、市長が公簿等を用いて必要な情報を確認することに同意します。

霊園の名称	☐ 鴨谷霊苑 ☐ 佐山鹿ノ楽墓園		
墓地区画	第 区 列 番	墓地使用許可番号	第 号
承継理由			
添付書類	① 墓地使用許可証 ※紛失した場合は ☒ をお願いします。 ☐ 墓地使用許可証を紛失しました。 ② 現使用者との続柄を証明する公的証明書等 ③ 住民票抄本 ④ 現使用者の死亡を証明する公的証明書(現使用者が死亡した場合に限る。) ⑤ その他() ※②③④は、市長が公簿により確認できるときは添付不要です。		

上記承継者の住所が市外のときは市内に住所を有する代理人が必要です。この申請とともに、墓地使用代理人選定届（様式第 8 号）を提出してください。

市処理欄

課 長				起 案	年 月 日
				決 裁	年 月 日
				墓籍簿記入	印

上記申請について、許可してよろしいか。

年 月 日

越前市長 ○○ ○○ 殿

死亡者の場合
は押印不要

現使用者 住所 越前市府中一丁目○ - ○○

氏名 越前 太郎 印

承継者 住所 福井市板垣 1 丁目○ - ○

氏名 越前 一郎 印

生年月日 ○○年 ○○月 ○○日

電話 ○○○○-○○-○○○○

現使用者との続柄(長男)

墓地使用権承継許可申請書

墓地の使用を承継したいので、越前市霊園設置及び管理条例第 13 条の規定に基づき申請します。また、市長が公簿等を用いて必要な情報を確認することに同意します。

霊園の名称	☒ 鴨 谷 霊 苑 ☐ 佐山鹿ノ楽墓園		
墓地区画	第 ○ 区 ○ 列 ○ 番	墓地使用 許可番号	第 ○○○○号
承継理由	使用者死亡のため		
添付書類	① 墓地使用許可証 ※紛失した場合は☒をお願いします。□墓地使用許可証を紛失しました。 ② 現使用者との続柄を証明する公的証明書等 (戸籍謄本等) ③ 住民票抄本 ④ 現使用者の死亡を証明する公的証明書(現使用者が死亡した場合に限る。) ⑤ その他() ※②③④は、市長が公簿により確認できるときは添付不要です。		

越前市に住民
票・戸籍があ
る場合は不要

上記承継者の住所が市外のときは市内に住所を有する代理人が必要です。この申請とともに、墓地使用代理人選定届(様式第 8 号)を提出してください。

市処理欄

課 長			

起 案	年 月 日
決 裁	年 月 日
墓籍簿記入	印

上記申請について、許可してほしいか。

年 月 日

越前市長 殿

住 所
使用者 氏 名
電 話

墓地使用代理人選定届

代理人を選定したので、越前市霊園設置及び管理条例第 1 4 条の規定に基づき、本人の承諾書を添え届け出ます。また、市長が公簿等を用いて必要な情報を確認することに同意します。

霊園の名称	☐ 鴨 谷 霊 苑 ☐ 佐山鹿ノ楽墓園		
墓地区画	第 区 列 番	墓地使用 許可番号	第 号
墓地使用にあたり越前市霊園設置及び管理条例第 1 4 条に規定する代理人となることを承諾します。また、市長が公簿等を用いて必要な情報を確認することに同意します。			
代理人 住所 越前市 氏名 生年月日 年 月 日 電話			

【添付書類】

- ・ 墓地使用許可証 ※紛失した場合は☒をお願いします。 ☐ 墓地使用許可証を紛失しました。
- ・ 住民票抄本

※市長が公簿等を確認することにより必要な情報を確認することができる場合において、市長が公簿等を確認することについて同意する場合は省略できます。

※ 市処理欄

課 長				起 案	年 月 日
				決 裁	年 月 日
				墓籍簿記入	

令和 〇年〇〇月〇〇日

越前市長 〇〇 〇〇 殿

住 所 福井市板垣 1 丁目 1 2 - 3 4

使用者 氏 名 越前 一郎

電 話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

墓地使用代理人選定届

代理人を選定したので、越前市霊園設置及び管理条例第 1 4 条の規定に基づき、本人の承諾書を添え届け出ます。また、市長が公簿等を用いて必要な情報を確認することに同意します。

霊園の名称	☒ 鴨 谷 霊 苑 ☐ 佐山鹿ノ楽墓園		
墓地区画	第 〇 区 〇 列 〇 番	墓地使用 許可番号	第 〇〇〇〇号
墓地使用にあたり越前市霊園設置及び管理条例第 1 4 条に規定する代理人となることを承諾します。また、市長が公簿等を用いて必要な情報を確認することに同意します。			
代理人 住所 越前市府二丁目〇〇—〇〇 氏名 越前 花子 生年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇			

【添付書類】

- ・墓地使用許可証※紛失した場合は☒をお願いします。 ☐墓地使用許可証を紛失しました。
- ・住民票抄本

※市長が公簿等を確認することにより必要な情報を確認することができる場合において、市長が公簿等を確認することについて同意する場合は省略できます。

※ 市処理欄

課 長				起 案	年 月 日
				決 裁	年 月 日
				墓籍簿記入	

越前市長 殿

使用者 住 所
氏 名
(代理人) 電 話

住 所 等 変 更 届

墓地使用許可証記載の使用者（代理人）の住所を変更したので、越前市霊園設置及び管理条例第 15 条の規定に基づき届け出ます。また、市長が公簿等を用いて必要な情報を確認することに同意します。

霊 園 の 名 称		☐ 鴨 谷 霊 苑 ☐ 佐山鹿ノ楽墓園	
墓 地 区 画		第 区 列 番	墓地使用 許可番号 第 号
変 更 年 月 日		年 月 日	
住 所	旧		
	新		

【添付書類】

- ・ 墓地使用許可証 ※紛失した場合は☒をお願いします。 ☐ 墓地使用許可証を紛失しました。
- ・ 住民票抄本

※市長が公簿等を確認することにより必要な情報を確認することができる場合において、市長が公簿等を確認することについて同意する場合は省略できます。
※住所が市外のときは市内に住所を有する代理人が必要です。この申請とともに、墓地使用代理人選定届（様式第 8 号）を提出してください。

※ 市処理欄

課 長				起 案	年 月 日
				決 裁	年 月 日
				墓籍簿記入	

令和 〇年〇〇月〇〇日

越前市長 〇〇 〇〇 殿

使用者 住 所 越前市国府二丁目〇〇 - 〇〇
氏 名 越前 一郎
(代理人) 電 話 22 - 3001

住 所 等 変 更 届

墓地使用許可証記載の使用者(代理人)の住所を変更したので、越前市霊園設置及び管理条例第15条の規定に基づき届け出ます。また、市長が公簿等を用いて必要な情報を確認することに同意します。

霊 園 の 名 称		☒ 鴨 谷 霊 苑 ☐ 佐山鹿ノ楽墓園	
墓 地 区 画		第 〇 区 〇 列 〇 番	墓地使用 許可番号 第 〇〇〇〇号
変 更 年 月 日		令和 〇年〇〇月〇〇日	
住 所	旧	越前市府中一丁目〇〇 - 〇〇	
	新	越前市国府二丁目〇〇 - 〇〇	

【添付書類】

- ・墓地使用許可証 ※紛失した場合は☒をお願いします。 ☐墓地使用許可証を紛失しました。
- ・住民票抄本

※市長が公簿等を確認することにより必要な情報を確認することができる場合において、市長が公簿等を確認することについて同意する場合は省略できます。
※住所が市外のときは市内に住所を有する代理人が必要です。この申請とともに、墓地使用代理人選定届（様式第8号）を提出してください。

※ 市処理欄

課 長				起 案	年 月 日
				決 裁	年 月 日
				墓籍簿記入	

越前市長 殿

住 所
使用者 氏 名
電 話

使 用 墓 地 返 還 届

次の使用墓地を返還したいので、越前市霊園設置及び管理条例第 17 条の規定に基づき
原状に回復し、その旨届け出ます。

霊園の名称	☐ 鴨 谷 霊 苑 ☐ 佐山鹿ノ楽墓園		
墓地区画	第 区 列 番	墓地使用 許可番号	第 号
返還理由			

添付書類；墓地使用許可証

※紛失した場合は☒をお願いします。 ☐墓地使用許可証を紛失しました。

※ 市処理欄

課 長				起 案	年 月 日
				決 裁	年 月 日
				墓籍簿記入	

上記届出がありましたので、当該墓地に関し、返還に関する手続を行ってよろしいか。

越前市長 殿

住 所 越前市府中一丁目〇〇 - 〇〇
使用者 氏 名 越前 一郎
電 話 22 - 3001

使 用 墓 地 返 還 届

次の使用墓地を返還したいので、越前市霊園設置及び管理条例第 17 条の規定に基づき
原状に回復し、その旨届け出ます。

霊園の名称	☒ 鴨 谷 霊 苑 ☐ 佐山鹿ノ楽墓園		
墓地区画	第 〇〇〇〇号	墓地使用 許可番号	第 〇〇〇〇号
返還理由	(参考例) ・新たな墓地を購入（借り受け）し、不要となったため。 ・高齢になり、維持管理が困難なため ・遠隔地に居住しており、維持管理が困難なため。		

添付書類；墓地使用許可証

※紛失した場合は☒をお願いします。 ☐墓地使用許可証を紛失しました。

※ 市処理欄

課 長				起 案	年 月 日
				決 裁	年 月 日
				墓籍簿記入	
上記届出がありましたので、当該墓地に関し、返還に関する手続を行ってよろしいか。					

改葬許可の手続き

○改葬とは・・・

お墓や納骨堂等に埋葬した遺骨を、別のお墓や別の納骨堂に移すことを改葬 といいます。改葬する場合には、現在埋葬しているお墓や納骨堂がある市町村 で、改葬許可の申請を行ってください。

○手続き、必要書類

必要な書類は次のとおりです。ご準備のうえ市役所担当窓口にご提出ください。許可証を発行いたします。

- ① 改葬許可申請書・・・申請者は現在の墓地の使用者、祭祀の承継者です。
- ② 埋蔵証明書・・・・・・埋蔵してある墓地の管理者に証明してもらってください。
- ③ 受入証明書・・・・・・新しい墓地の管理者に証明してもらってください。新しい墓地の使用許可書又は契約書の写しを提出することで、受け入れ証明書にかえることができます。
- ④ 手数料300円(改葬許可証交付手数料)

○郵送による申請も可能です

返信用封筒及び切手、定額小為替300円を同封のうえ、上記申請書類を送付してください。返信用封筒に許可書を入れて郵送します。

改 葬 許 可 申 請 書

越前市長 様

下記のとおり改葬許可を受けたく、墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項及び同法
施行規則第2条により申請します。

年 月 日

申請者

㊞

電 話

死亡者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	性 別	
死亡年月日		
埋葬されている場所		
埋葬された年月日		
改葬の理由		
新しく埋葬する場所(墓地)		
旧墓地使用者の氏名		
申請者	住 所	
	氏 名	
	死亡者との続柄	
	旧墓地使用者等との関係	

改葬許可申請書（別紙）

死亡者一覧

死亡者				死亡年月日	埋葬の場所	埋葬の年月日
本籍	住所	氏名	性別			

改葬許可申請書

越前市長 殿

下記のとおり改葬許可を受けたく、墓地、埋葬等に関する法律第 5 条第 2 項及び同法
施行規則第 2 条により申請します。

年 月 日

死亡者	本 籍			
	住 所		遺骨を移す方について、記入してください。 複数の場合は、申請書に『別添のとおり』と記入し、別紙「死亡者一覧」に詳細を記入してください。	
	氏 名			
	性 別			
死亡年月日				
埋葬されている場所				
埋葬された年月日				
改葬の理由		«例»新規に墓地を購入し、墓地の移転を行うため 2 箇所に墓地があり、不便なため など		
新しく埋葬する場所(墓地)		新しい墓地の住所および名称		
旧墓地使用者の氏名		現在の墓地の使用者名		
申請者	住 所			
	氏 名	申請者の範囲は下記の方に限ります ・現在の墓地の使用者 ・親族(祭祀財産の承継者)		
	死亡者との続柄			
	旧墓地使用者等との関係			

死亡者一覧

死亡者			性別	死亡年月日	埋葬の場所	埋葬の年月日
本籍	住所	氏名				
		埋葬されている方で、確認できる方をご記入ください。 ・お寺の過去帳等				

.....殿

年 月 日

墓地(納骨堂)の名称

所在地

管理者氏名

㊞

埋（収）蔵 証 明 書

次とおり焼骨の埋（収）蔵してあることを証明する。

死 亡 者 氏 名	埋(収)蔵 年 月 日

現在の墓地の名義人宛.....殿

年 月 日

墓地(納骨堂)の名称

所在地

管理者氏名

現在の墓地(越前市にあるお墓)の
管理者に署名・押印をお願いします。

埋（収）蔵 証 明 書

次のとおり焼骨の埋（収）蔵してあることを証明する。

死 亡 者 氏 名	埋（収）蔵 年 月 日
現在の墓地で埋葬されている方で、確認できる方をご記入ください。 なお、死亡者氏名は生前のお名前でご記入してください。（戒名、法名等は不可）	

受 入 証 明 書

下記の者に係わる、.....への改葬による遺骨の受入を
受諾したことを証します。

氏 名	住 所

年 月 日

お寺等の名称

住 所

管理者氏名

印

新しい墓地の使用許可書の写し、または契約書の写しが添付できない場合 に限り、新しい墓地の管理者に証明していただき、同封してください。

受 入 証 明 書

下記の者に係わる、(新しい墓地の名称を記入してください) への改葬による遺骨の受入を受諾したことを証します。

氏 名	住 所
新しい墓地の名義人の氏名	新しい墓地の名義人の住所

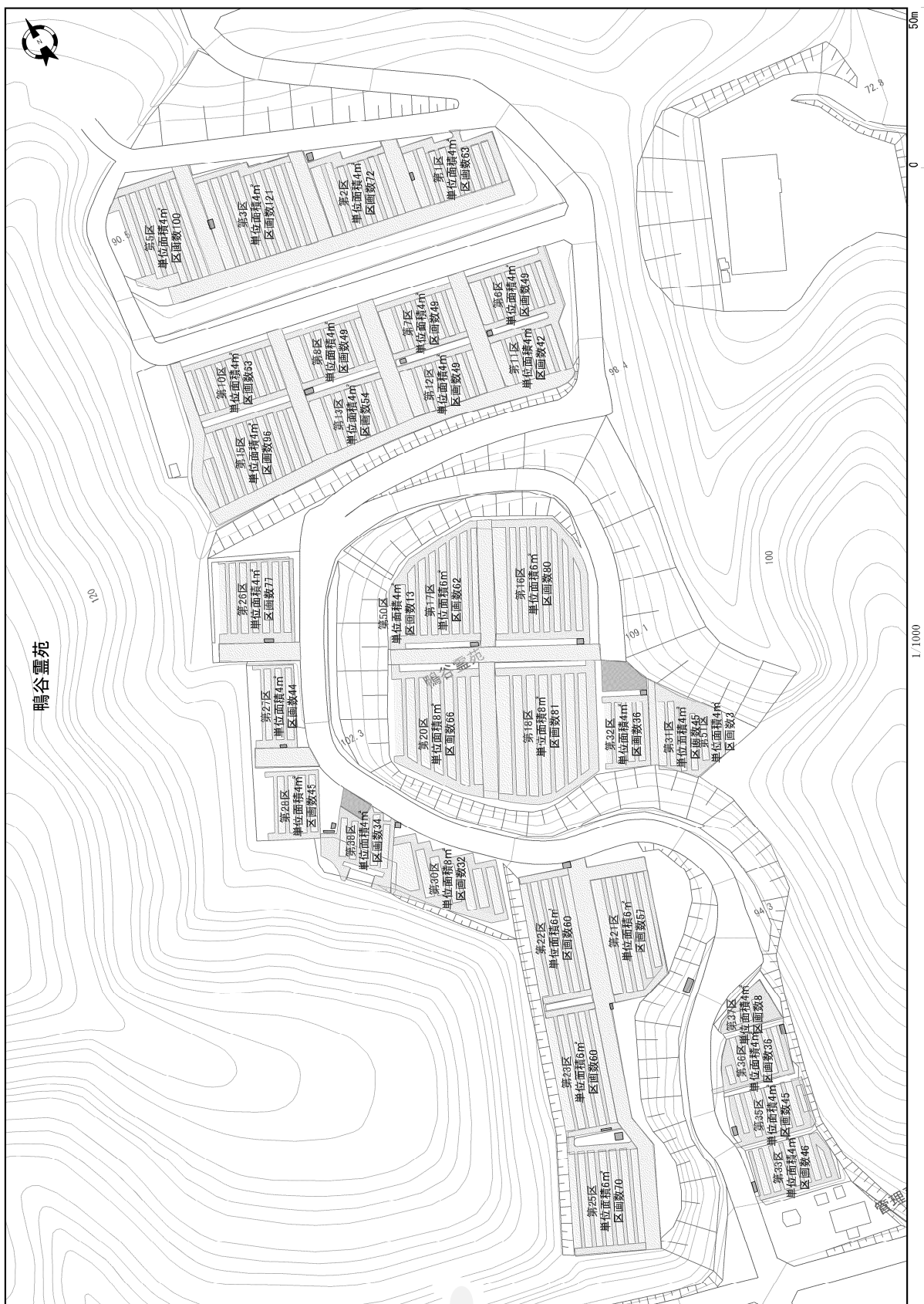
年 月 日

お寺等の名称

住所

管理者氏名

新しい墓地の管理者の署名・押印
をお願いします。





越前市

市営墓地使用の手引き

〒 9 1 5 - 8 5 3 0

発 行

福井県越前市府中一丁目 1 3 - 7

越前市役所窓口サービス課

電 話

0 7 7 8 - 2 2 - 3 0 0 1